

(写)

平成 25 年度第 3 回新宿区特別職報酬等審議会議事録要旨

【日時】 平成 25 年 8 月 26 日 (月) 午前 11 時 00 分から

【会場】 区役所本庁舎 6 階 第 2 委員会室

(出席委員) 岩田 栄美子 内田 幸次 大崎 秀夫
大室 新吉 濱田 一成 そめたに 正明
林 直樹 宮嶋 忍 六田 文秀
渡辺 芳子

(事務局) 総務部長 寺田 好孝 総務課長 木全 和人
総務係長 和田 幸雄 総務係 原田 由紀

【会議概要】

1 定足数確認 (総務課長)

「新宿区特別職報酬等審議会条例第 6 条」に定める定足数については、10 名の委員の出席により会議が成立する旨報告

2 開会

3 議事録署名委員の選出

内田委員、大崎委員の 2 名を選出

4 事務局議事説明

資料について説明

- ・特別職退職手当の引下げについて
- ・平成 25 年人事院勧告 (職員の給与等に関する報告) について

5 質疑応答

(大崎委員) 退職手当の引下げについては、事務局案の内容でかまわないと考えている。

(林委員) 今回の退職手当の引下げは、時限的なものか。

(総務課長) 今回の引下げについては、時限的なものではなく、条例改正を通じて恒久的なものを考えている。

(林委員) 特別職も含めて公的な仕事をする方は、1回下げると上げることが難しくなる。民間とは違い、公的な仕事に成果はなじまないものであり、全国、東京都全体の流れとはいえ、新宿区は安易に下げるのはいかがなものかと考えている。今回の引下げについて、時限的なものとして考えてはどうだろうか。

(六田委員) 特別職の退職手当をこれまで下げて上げたことはあるのか。

(総務課長) 退職手当は昭和34年に条例制定によりつくられ、その当時の区長の給料は8万円、任期1年あたりの率は100分の600であった。その後、昭和59年に100分の500へ改定された。その当時の区長の給料は86万4000円であり、昭和34年に比べて、物価の上昇ということもあり、給料は10倍上がっている。昭和59年以降、約30年間退職手当の率は変わっていない。したがって、退職手当については上げたことがないが、給料については、その時の情勢に応じて引き下げたり上げたりしてきた。したがって、上げることができないということはない。

(内田委員) 問題は社会情勢の成り行きであり、社会情勢に応じて変わっていくのは当然である。したがって、この度の1割程度の引下げはやむを得ないと考えている。

(岩田委員) 私は主婦なので、むしろ退職手当が4年間勤めると2000万円以上出ることにはびっくりしている。23区の状況や区長の引下げる意思などを考えれば、引下げで良いと考えている。

(そめたに委員) 別の観点から話すが、区長は約2000万円、副区長は約1150万円、教育長は約760万円の退職手当となっており、区長と副区長の差は約1000万円、副区長と教育長の差は約400万円となっている。こういう内容も差も昭和34年以降変わっていないのか。区長、副区長、教育長の差とは何かも含めて教えてほしい。

(総務課長) 退職手当については、職責にあったもので支給されている。昭和34年当時は、区長は6か月、副区長は4か月、教育長は3か月で、区長の3分の2が副区長、副区長の4分の3が教育長という考え方であった。その後の昭和59年の改定で区長、副区長、教育長とも同じ比率で下げたため、比率は若干変化したが、基本的な考え方は変わっていない。

(そめたに委員) 了解した。

(宮嶋委員) 下げることは社会情勢を考えるとやむを得ないと考えている。景気が上がり、民間が上がればその段階でまた審議すれば良い。昭和34年からのことを考えれば、変えることはあまりないとのことだが、今は下げることで良いと考えている。

(渡辺委員) 物価等にスライドさせ、上げる、下げるというのは本給で反映していることである。今回の退職手当の引下げは、色々な情勢を総合的に鑑み、区長が考えてのことだから良いのではないかと考えている。副区長や教育長などの引下げも区長が任命された方であるので、やむを得ないと考えている。

(大室委員) 私も支給率の引下げについて、区から提案された内容で良いと考えている。

(林委員) 不定期でその時の判断で決められており、確たるセオリーがなく、場当たりのなところがあるように思う。私は、一定の時期が来たら見直しをするということで審議会として提案できないかと考えている。今回は時限的なものにして、一定の時期がきたら再び検討するとしてはどうだろうか

(濱田会長) 事務局から、今回の退職手当の引下げの提案の経緯について説明してください。

(総務課長) これまで退職手当の引き上げはないが、今回の退職手当の引下げは、一般職員の退職手当が約1割の引下げがなされたことや他の自治体も下げていることなど、総合的に勘案して提案させていただいた。退職手当は職務に対する貢献や功労への評価の意味合いがあり、一般職員については加えて退職後の生活保障の意味もあるが、一般職員はこれまで公務員の退職手当が高いという意見のもと、5段階に分けて90月あったのを50月くらいまで引き下げてきたが、特別職はすべからず一般職員に連動させず、総合的な事情を勘案して判断してきた。今回は、一般職や他自治体の特別職の退職手当の引下げという大きな社会の流れがあったので、区として退職手当の引下げの検討を行い、審議会の意見を聞くことになった。

(大崎委員) 一般職員が下げるときは、特別職も下げるのは当たり前である。景気が良くなって職員が上がれば、特別職も上がる。一般論から言えば、区長がやめるたびに退職手当をもらうのはおかしいという意見もある。今回は時限的なものではなく、状況が変わればまたこういう場で議論していくことが大事である。

(林委員) 状況としてやむをえないということで了解した。

(濱田会長) 他になければ、これまで議論してきたことを意見としてまとめてくる。ここで一時休憩とし意見案文を作成する。再開後、その案文について審議したいがいかがか。

(一同) 異議なし。

※休憩再開後

(濱田会長) 事務局に意見案文の朗読を求める。

(総務課長) 一意見案文朗読一

(濱田会長) 意見案文について、質問や意見はあるか。

(一同) 異議なし

(濱田会長) この案文の内容を審議会の意見とする。以上で、本日の議事を終了する。後で審議会を代表して意見書を区長に渡す。これで審議会は閉会する。本日はありがとうございました。

6 閉会

議事録署名委員	省 略	印
議事録署名委員		印